

【記入の手引き】①

【扶養控除等申告書】の記入について

■ H27年分の申告書には、
H27年12月31日時点の状況を記入して下さい。
(印字内容は、10月10日時点の情報です)
■ H28年分の申告書には、
H28年1月1日時点の状況を記入して下さい。

① 世帯主名が本人以外の場合は空白になっていますので
ご自身で記入ください。氏名欄に捺印もお願いします

② 住民票の登録住所になっているかご確認ください。

③ 控除対象扶養親族(16歳以上)
平成12年1月1日以前生まれの扶養家族氏名が表記されています。
(注)平成12年1月2日以降生まれの扶養家族氏名は
下段の⑩に表記されます。

④ 以下に該当する場合、○印がついているかご確認ください。

年齢が70歳以上の方(昭和21年1月1日以前に出生)
同居している → 『同居老親等』
同居していない → 『その他』

⑤ 以下に該当する場合、○印がついているかご確認ください。

年齢が19歳以上22歳以下
(平成5年1月2日～平成9年1月1日生まれ)

⑥ 扶養親族の住所を確認して下さい。
※空白の場合は記入下さい

⑦ 平成27年の所得見込み額を記入してください。
収入が無い場合は0とご記入下さい。
※年間所得38万円以下であれば扶養に入れることができます。

◇記入される際、下記計算式を参照下さい。

①給与収入のみ

・年齢関係なく：収入額 - 65万円 = 所得
<例> 収入103万円の場合 103万-65万 = 38万円 ←記入

②年金収入のみ

・65歳以上：収入額 - 120万円 = 所得
・65歳未満：収入額 - 70万円 = 所得
(注)遺族年金・障害年金は除きます。

所得の記載方法が分からない場合…

「収入の種類」と「金額」の記載をお願いします。
<例>「給与収入 80万円」、「老齢年金 100万円」など

⑧ 1 障害者…障害状況を○印で示し、
『障害者等の内容』欄にそれぞれ必要事項を記入して下さい。

※申告内容に変更があった場合は手帳のコピーを提出して下さい

平成27年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
この申告書は、2か所以上から給与を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。

扶

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	フリガナ 知ウ	世帯主の氏名	配偶者の有無	仮たる給与についての扶養控除等申告書の提出(提出している場合は○印を付けてください。) 扶養親族の有無 無
税務署長	(株) 飯田サポートシステム	あなたの住所又は居所	長龍 太郎	長龍 太郎	本人	
市区町村長	581-0085 大阪府八尾市安中町1-1-29	あなたの住所又は居所	生年月日 64年8月1日	あなたの性別	本人	

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名	あなたの続柄	生年月日	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(昭和11年以前生)	特定扶養親族(平成12年生～平成21年生)	住所又は居所	平成27年中の所得の見積額	異動月日及び事由(平成26年中に異動があった場合に記載してください。)				
主たる給与から控除を受ける	A 控除対象配偶者	長龍 花子	昭和48年12月	同居老親等	○	大阪府八尾市安中町 2-1-1	パート給与収入 100万円					
	B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平成12年以前生)	1 長龍 一郎	昭和48年4月	同居老親等	○	大阪府八尾市安中町 2-1-1	アルバイト給与収入 60万円					
		2 長龍 二郎	昭和48年6月	同居老親等	○	大阪府八尾市安中町 2-1-1	0円					
	C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	障害者等の事実(該当する欄等に○を付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入して下さい。)		本人		配偶者	扶養親族	寡婦	特別の寡婦	寡夫	勤労学生	
		1 障害者	○	()	()	()	()	()	()	()	()	
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	平成27年中の所得の見積額	異動月日及び事由	(平成27年中に異動があった場合に記載してください。)					
	1	○	平		11							
	2		平									
	3		平									

所得欄、必ず記入をお願いします!!

所得の計算が不明な方は、
「給与収入●円」、「老齢年金●円」で可。
遺族年金・障害年金は非課税、0円と記載下さい。

○住民税に関する事項

氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	平成27年中の所得の見積額	異動月日及び事由
1	11	平		11	
2		平			
3		平			

⑨ 該当する場合、○印を示して下さい。

2 寡婦…◇扶養親族or生計を一にする子がある「夫と死別 or 離婚後、婚姻していない方」又は

「夫の生死が明らかでない方」

◇年間合計所得が500万円以下で、「夫と死別してから婚姻していない」又は「夫の生死が明らかでない方」

3 特別の寡婦…上記の寡婦の内、扶養親族である子を有し、かつ、年間合計所得が500万円以下の方

4 寡夫…生計を一にする子があり、年間合計所得が500万円以下で、「妻と死別 or 離婚してから婚姻していない方」

5 勤労学生…大学、高等学校に通う方で年間所得が65万円(給与収入のみの場合)130万

⑩ 他の所得者が控除を受ける同居親族がいる場合はご記入下さい。

⑪ 16歳未満の扶養親族(平成12年1月2日以降生まれ)の方はこちらに表記されます。
※あわせて、平成27年の所得見込み額を記入ください。

(注)平成27年中に16歳になる方は上記の③に表記されています。

税制改正に伴い平成23年1月より16歳未満の子供は『所得税法上の控除対象扶養親族』に該当しない事となりました。

【記入の手引き】②

【保険料控除申告書】の記入について

■生命保険料、損害保険料、小規模企業共済掛金、国民年金保険料の控除申告にあたっては、必ず控除証明書を添付して下さい。

★ポイント①

生命保険料控除は次の3種類があります。「一般用」「介護医療」「個人年金用」(注)制度変更により一般用と個人年金用は「新保険料」、「旧保険料」に区別されます。

※新保険料→計算式Ⅰを ※旧保険料→ 計算式Ⅱを使用
控除証明書に 新・旧 が表記されています。よくご確認の上、申告下さい。

生命保険料の控除額計算において算出した金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り上げます。

★ポイント②

生命保険料控除額には限度額があります(最高12万)

1. 新契約(平成24年1月1日以降に締結したもの)

- 一般用の生命保険料の支払額合計: A欄に記入
- 介護医療保険料の支払額合計: C欄に記入
各保険料支払額が8万円を超えると、それぞれ4万円ずつ控除が受けられます。(受けられる控除は合計12万円が限度です)
- 個人年金保険料の支払額合計: D欄に記入

2. 旧契約(平成23年12月31日以前に締結したもの)

- 一般用の生命保険料の支払額合計: B欄に記入
- 個人年金保険料の支払額合計: E欄に記入
各保険料支払額が10万円を超えると、それぞれ5万円ずつ控除が受けられます。(受けられる控除は合計10万円が限度です)

★ポイント③

地震保険料控除には「地震保険料」と「旧長期損害保険料」の2種類があります。

- ※地震保険料は B欄へ記入
- ※旧長期損害保険料は C欄へ記入 (経過措置対象)
- 保険期間10年以上で満期返戻金「有」。
- 平成18年12月31日以前に契約したものに限り。
- 契約内容によっては例外もある為契約保険会社に確認お願い致します。

※<お願い>証明書類は、貼付けしないで下さい。(クリップかホッチキスで留めてください)

平成27年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

給与の支払者の名称(氏名)	(株)飯田サポートシステム	(フリガナ)	あなたの氏名	長龍太郎
給与の支払者の所在地(住所)	八尾市安中町1-1-29	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所	〒581-0085

◆給与所得者の保険料控除申告書

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人氏名	あなたとの関係	新・旧の区分	給与支払者の確認
〇〇生命	養老	28年	長龍太郎	長龍花子	妻	新・旧	①
△△生命	終身	終身	長龍太郎	長龍花子	妻	新・旧	①
Aの金額の合計額		Bの金額の合計額		Cの金額の合計額		Dの金額の合計額	
A50,000		B20,000		C32,500		D50,000	
E30,000		F50,000		G25,000		H37,500	
計算式Ⅰ(新保険料専用)		計算式Ⅱ(旧保険料専用)		計算式Ⅲ(新・旧)		計算式Ⅳ(新・旧)	
A、C又はDの金額		B又はEの金額		C又はFの金額		D又はGの金額	
20,000円以下		25,000円以下		25,000円以下		B又はEの金額	
20,001円から40,000円まで		25,001円から50,000円まで		25,001円から50,000円まで		B又はE×1/2+12,500	
40,001円から80,000円まで		50,001円から100,000円まで		50,001円から100,000円まで		B又はE×1/4+25,000	
80,001円以上		100,001円以上		一律に50,000円		一律に50,000円	
A、C又はDの金額		B又はEの金額		C又はFの金額		D又はGの金額	
50,000		55,000		55,000		55,000	

★ポイント⑤

ご家族の社会保険料も含めご自身が支払った(納付した)社会保険料は申告できます

- 国民健康保険料やお子様の国民年金、後期高齢者医療制度の保険料など家族の社会保険料を負担している場合、この欄にご記入下さい。
- 入社前に支払った国民年金保険料などについても、H27年支払分であれば、申告できます。

*国民年金保険料を申告する場合は証明書

⑥

中小企業基盤整備機構と契約した共済契約がある場合はこちらにご記入下さい

社会保険料の種類	保険料を支払った先の名	氏名	続柄	あなたが本年中に支払った保険料の金額
国民年金	日本年金機構	長龍二郎次男		179,760
合計(控除額)				179,760

★ポイント④

地震保険料控除額には限度額があります。 ●地震保険料控除額+旧長期損害保険料控除額の上限金額は最高50,000円です

- ※地震保険料控除限度額 50,000円 ※旧長期損害保険料控除限度額 15,000円
- 地震保険料だけで年間支払保険料が5万円を超えると限度額に達します。地震保険で5万円を超える証明書が一つあればそれを記入下さい。
- ※日本興亜から発行されている証明書で保険の種類が「年金払い」となっているもの(経過措置対象欄に金額があるもの)は「旧長期損害保険料控除

【記入の手引き】③

【配偶者特別控除申告書】の記入について

但し、以下のいずれかに該当する方は申告できませんので、「配偶者特別控除申告書」欄に斜線を入れて下さい。

- ◎ 生計を一にする配偶者がいない
- ◎ 申告者本人の年間所得額が1000万円を越える（給与収入額が12,315,790円以上）
- ◎ 配偶者の所得が38万円以下、又は76万円以上である（給与収入額が103万円以下、又は141万円以上）

平成27年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

給与の支払者の名称 (氏名) テム 名 長龍 太郎 印

給与の支払者の所在地 (住所) 八尾市安中町1-1-29 あなたの住所又は居所 八尾市安中町1-2-3

◆給与所得者の保険料控除申告書

保険会社等の名称	保険等の種類	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人 氏名	新・旧の区分	あなたの本年中に支払った保険料等の金額 (a)	給与支
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		A	① (最高40,000円)		計 (①+②)	③ (最高40,000円)
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		B	② (最高50,000円)		計 (①+②)	③ (最高40,000円)
(a)の金額の合計額		C	③ (最高40,000円)		計 (①+②)	③ (最高40,000円)
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		D	④ (最高40,000円)		計 (④+⑤)	⑥ (最高40,000円)
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		E	⑤ (最高50,000円)		計 (④+⑤)	⑥ (最高40,000円)

計算式 I (新保険料等用) 計算式 II (旧保険料等用)

A、C又はDの金額	控除額の計算式	B又はEの金額	控除額の計算式
20,000円以下	A、C又はDの金額	25,000円以下	B又はEの金額
20,001円から40,000円まで	A、C又はD×1/2+10,000	25,001円から50,000円まで	B又はE×1/2+12,500円
40,001円から80,000円まで	A、C又はD×1/4+20,000	50,001円から100,000円まで	B又はE×1/4+25,000円
80,001円以上	一律に40,000円	100,001円以上	一律に50,000円

生命保険料控除額 (最高120,000円) 90,000

◆給与所得者の配偶者特別控除申告書

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 3,000,000 円

(フリガナ) 配偶者の氏名 長龍 花子

あなたの配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、他の人の扶養親族とされる場合、青色事業専従者として給与の支払を受ける場合は、申告できません。また、夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。

○ 次の場合には、配偶者特別控除を受けることができます。
あなたの配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、他の人の扶養親族とされる場合、青色事業専従者として給与の支払を受ける場合は、申告できません。また、夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。

所得の種類	収入金額など①	必要経費など②	所得金額①-②
給与所得①		650,000	
事業所得②			
雑所得③			
配当所得④			
不動産所得⑤			
退職所得⑥			
①~⑥以外の所得⑦			

配偶者の合計所得金額①~⑦の合計額 A 円

(注) 「配偶者の合計所得金額(見積額)」の計算については、裏面の説明をお読み下さい。

○ 配偶者特別控除額の早見表

A欄の金額	控除額B
0円から 380,000円まで	0円
380,001円から 399,999円まで	380,000円
400,000円から 449,999円まで	360,000円
450,000円から 499,999円まで	310,000円
500,000円から 549,999円まで	260,000円
550,000円から 599,999円まで	210,000円
600,000円から 649,999円まで	160,000円
650,000円から 699,999円まで	110,000円
700,000円から 749,999円まで	60,000円
750,000円から 759,999円まで	30,000円
760,000円から	0円

配偶者特別控除額 早見表B欄の金額 30,000 万円

地震保険料控除

保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名	保険等の対象となった 地震・旧損	地震保険料控除額
のうち地震保険料の金額の合計		B	のうち旧長期損害保険料の金額の合計		C
地震保険料控除額		B	C		

配偶者の所得が、380,001円～760,000円未満であれば、所得額に応じて控除を受けることができます。
給与収入のみの場合：1,030,001円～1,410,000円未満
年金収入のみの場合：(65歳未満の方) 1,080,001円～1,513,333円

申告者ご本人の所得見積額を記入して下さい。(配偶者の所得ではありません)

以下の手順で申告して下さい。
① 申告書右下の表で所得額を計算する
② 早見表を見て所得額に対する配偶者特別控除額を求め

① 申告書右下の表で所得額を算出して下さい
★所得額 = 収入 - 控除額(必要経費等)

控除額とは？
◎ 給与収入のみの場合：控除額 65万円
* 給与収入が103万円以下 又は 141万円以上の場合、配偶者特別控除の対象ではありません
EX) 給与収入120万円 - 控除額65万円 = 所得額55万円
下段の早見表から所得55万円の欄に該当する21万円を配偶者特別控除として受ける事ができます。

◎ 公的年金受給者の場合：
① 年齢65歳未満で年金収入がある場合
1,080,001円～1,300,000円 → 控除額 70万円
1,300,001円～1,513,333円 → 年金収入額×25% + 375,000円
* 年金収入が1,080,000円以下又は1,513,334円以上の場合、配偶者特別控除の対象ではありません。

② 年齢65歳以上で年金収入がある場合
1,580,001円～1,959,999円 → 控除額 120万円
* 年金収入が1,580,000円以下又は1,960,000円以上の場合 配偶者特別控除の対象ではありません。

② 配偶者特別控除額を求めます
・ 所得額を「早見表」に当てはめてください。

③ 控除額を記入します
・ 早見表で計算した所得額を記入して下さい。

扶養控除申告書の用紙に名前を書いた場合(扶養に入っている場合)は、この「配偶者特別控除」は受けられません。
※記入不要です。